

令和5年度 滋賀県J-クレジット妥当性確認審査費用に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）において、審査費用を県が予算の範囲で補助することにより、県内のJ-クレジットの創出を促進してCO₂ネットゼロ社会づくりを推進することを目的とする。

2 補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象)

第2条 県内事業者がJ-クレジット（国が認証する制度）を創出する際の審査費用（プロジェクト計画書の妥当性確認にかかる審査の自己負担分）を補助対象とする。補助回数は1事業者当たり同一年度内に2回までとする。

(交付額の算定方法)

第3条 審査費用（J-クレジット制度事務局が指定する審査機関からの税抜き見積額）から審査費用支援額、寄附金及びその他の収入額を控除した額より2分の1を乗じた額とする。但し、補助上限額を10万円とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第4条 この要綱における「補助事業者」とは、法人または個人事業主等で、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) J-クレジット制度事務局が指定する審査機関で妥当性確認に係る審査を受けた者
- (2) 滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること。
- (3) 事業者および事業者の代表者もしくは役員または事業者の経営に実質的に関与している者ならびに個人が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）および次の添付書類を、知事に提出しなければならない。

- (1) プロジェクト登録申請書及びプロジェクト計画書(写し)
- (2) 審査費用支援に関する通知書(写し)
- (3) その他参考となる資料

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査により、補助金を交付すべきと認めるときは、様式第2号による補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定に際して、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。
- 3 知事は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金交付決定通知書を受けた日から15日以内とする。

(実施状況等報告)

第8条 補助事業者は、知事が必要と認めて要求したときは、審査手続き状況等について、知事が定める様式による実施状況等報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、審査機関から妥当性確認報告書を受けたときは、その日から30日を超えない日または補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定による事業実績報告書（様式第5号）および次の添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 妥当性確認業務委託契約書(写し)
- (2) 妥当性確認報告書(写し)
- (3) 妥当性確認機関発行請求書(写し)
- (4) 妥当性確認機関への支払いを証明する書類
- (5) その他参考となる資料

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の実績の報告があったときは、当該報告に係る審査等により、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第6号）により、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に確定通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく補助事業者に支払うものとする。

- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、補助事業者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
- 3 前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。ただし、知事が認める場合はその限りでない。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条第3号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金および延滞金)

第15条 補助事業者等は、第13条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.75パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式7号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準処理期間)

第17条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して20日以内に行うものとする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、規則第12条の規定による報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく補助事業の中止または廃止、第10条の規定に基づく実績報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条の規定に基づく実績報告、第16条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年度分の補助事業に限り適用する。